

取扱説明書

《特記事項》

鉄道高架下の特殊性

- ☐ 本駐車場が鉄道高架下にある場合、ＪＲ西日本等が高架橋等の修繕・改築及び検査を実施するとき、本駐車場の使用を一時的に停止し、又は契約車両を本駐車場外に移動することを要請することがあり、これに異議なく応じなければならない。
- ☐ 本駐車場が鉄道高架下にある場合、鉄道高架下にあることに起因する漏水、振動、騒音、地盤沈下、路面からの冠水、高架橋等からの落下物、動物の糞等により、乙の被った損害に対しては、貸主及び管理会社並びに保証会社は、その責めを負わない。ただし、貸主に故意又は重大な過失がある場合は、この限りではない。
- ☐ バイク、自転車、特殊車両（工事用作業車・バス等）、走行不能車両の駐車を不可とする。
- ☐ 駐車車両の管理は、契約者が全責任を負うこと
- ☐ 積雪時、高架橋からの落屑に注意

《注意事項》

初回の入庫について

- ☐ ご契約後は、現況有姿でのお引渡しとなります。リアオーバーハング、タイヤ幅、最低地上高等車検証には記載のないサイズもあることから、使用するお車のサイズが駐車場のサイズ制限内かどうかは必ず現地にてご自身でご確認下さい。
- ☐ 初回入庫時には、事前にサイズを確認のうえ、十分注意をして入出庫をお願いいたします。試し入れ時や契約後に事故等が発生した場合、賃貸人及び保証会社では一切の責任を負いかねます。

《禁止事項》

※駐車場一時使用契約約款内の「禁止事項」抜粋

- ☐ 使用者は本駐車場において下記事項に該当する行為を行ってはならない。
 - (1) 使用权の一部又は全部を譲渡し、又は担保に供すること
 - (2) 本駐車場の一部又は全部を第三者に使用させること
(賃貸借、使用貸借その他これに準ずる一切の行為を含む)
 - (3) 火気の取り扱い等を行うこと
 - (4) 契約車両以外の物を持ち込み又は放置・放棄すること
 - (5) 本駐車場の増築、改築、模様替え、造作設備等の設置その他の原状の変更を行うこと
 - (6) 貸主、駐車場の他の使用者、又は近隣住民等に危険又は迷惑を及ぼす行為を行うこと
 - (7) 危険物又は禁制品を持ち込み、又は、取り扱うこと

福知山駅駐車場

